

「よか・余暇・楽習ネットワーク事業」学習料の免除について

特定非営利活動法人きらりネット都城では、学びたい人と生涯学習ボランティア指導者（以下「指導者」という。）を結び「よか・余暇・楽習ネットワーク事業」を実施しています。

通常、よか・余暇・楽習ネットワーク事業をご利用になる場合、7人以上のグループであれば1人1回550円で学習することができます。

学校や家庭教育学級でよか・余暇・楽習ネットワークを通じて学習をする場合は、学習料を免除することができます。

つきましては、学習活動等にご活用いただきますようご案内申し上げます。

◆ 利用の流れ ◆

- ①生涯学習ボランティア指導者一覧表（別紙）で指導者をさがす
- ②生涯学習課（☎23-9545）またはきらりネット都城（☎23-4080）に指導者の連絡先を尋ねる
- ③指導者と学習内容・日時などを打ち合わせする
- ④「よか・余暇・楽習ネットワーク学習料免除申請書」（別紙）をきらりネット都城に提出
※学習日の一週間前までに提出してください。学習が終わってからの申請は、一切お受けできませんので、ご注意ください。
- ⑤学習実施
※きらりネット都城からお渡しした「指導報告書」（別紙）を指導者の方にお渡しください。
- ⑥指導者は「指導報告書」をきらりネット都城に提出
- ⑦きらりネット都城から指導者に謝金支払い

◆ 注意事項 ◆

①学習料免除

主 催	学 習 料
学 校	全額免除（年間3回まで）
家庭教育学級	1回につき4,000円
PTA・子ども会等 （人数が10人以上の団体）	★申請の際にお支払いください

※学習料の免除は、都城市教育委員会所管の教育活動の一環として実施する学習が対象となります。

※1回の学習で2人の指導者に依頼した場合は2回と数えます。

※学校が免除回数を超えて学習する場合も、1回4,000円の学習料をお支払いいただくと、本事業がご利用になれます。

②謝金及び材料費

指導者への謝金は不要です。ただし、学習に必要な材料費等は負担してください。

※謝金（1回3,500円）はきらりネット都城から指導者に直接お支払いします。

申込み・問合せ

特定非営利活動法人きらりネット都城事務局
（都城市志比田町5571番地1 市場の駅内）

TEL 23-4080

※毎週日曜日、祝日、年末年始は休業

※毎週水曜日は事務局を休業し、コミュニティセンター（姫城町）で受付業務を行います